

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第82号

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「米穀の生産調整」を「経営所得安定対策等事業」に改め、同条第12号中「及び維持管理」を「、維持管理及び災害復旧」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)